


所管部課		福祉部 生活福祉課	部長	田口茂夫		
件名		東大和市生活保護法施行細則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>平成30年10月1日施行の生活保護法及び生活保護法関係通知の一部改正に伴い、所用の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第8条に、生活保護法第77条の2第1項の規定による徴収金の申出に係る内容を追加。 ・上記内容の追加による項ずれ。 ・当該徴収金に係る内容についての文言整理。 ・生活保護法第77条の2第1項の規定による徴収金充当申出書の様式を新設。 ・上記様式の新設による項ずれ。 ・第23号様式に、徴収金の内容に係る文言の追加及び文言整理。 <p>(2) 施行日</p> <p>公布の日とする。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非強制徴収公債権として徴収していた返還金に対し、免責許可の決定の効力が及ばなくなったため、強制徴収公債権として扱うことが可能となる。 ・当該返還金について、保護費との調整を行うことが規定されたため、返還金の徴収を適切に行うことができる。 						
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>規則の案文は、文書課において審査済。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議報告後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。